

# 平成17年度府内市町村普通会計決算の概要

平成18年11月17日  
総務部地方課  
(税財政担当 内線4455)

京都市を除く府内13市14町村の平成17年度普通会計決算の概要は以下のとおりです。  
記

## 1 決算の特徴

### (1) 2団体で実質収支が赤字となる

- 府内の市町村では、昭和56年度決算以来24年ぶりに宮津市と大山崎町において実質収支が赤字となった。(京都市は平成13年度から16年度まで実質収支が赤字)

宮津市の決算状況 (単位：百万円)

区分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度繰越額	実質収支
宮津市	12,352	12,532	180	3	183

- 宮津市の実質収支が赤字となるのは、昭和29年度決算以来51年ぶり。
- (要因)
  - 市税の8年連続の減収や臨時財政対策債を含む地方交付税の減少
  - 平成16年台風23号災害による不測の財政支出
- (今後の対応)
  - 平成18年2月に「宮津市行政改革大綱2006」を策定
  - 職員定数・給与の見直し、事務・事業の統廃合等、財政再建の取組を断行

大山崎町の決算状況 (単位：百万円)

区分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度繰越額	実質収支
大山崎町	4,674	4,749	75	0	75

- 大山崎町の実質収支が赤字となるのは、昭和42年の町制施行以降初めて。
- (要因)
  - 法人税収入の大幅な減少や普通交付税不交付の影響
  - 類似団体や定員モデルと比べ人件費・職員数の割合が高く財政構造が硬直化
- (今後の対応)
  - 平成18年3月に「大山崎町行財政改革プラン(集中改革プラン)」を策定
  - 職員定数・給与の見直し、事務・事業の抜本的見直し等、財政健全化の取組を実施

(参考) 府内の過去の赤字団体

区分	昭和56年度	昭和55年度	昭和54年度	昭和53年度	昭和52年度
団体数	1	1	2	2	2
(団体名)	(精華町)	(城陽市)	(宇治市) (城陽市)	(宇治市) (城陽市)	(宇治市) (城陽市)

昭和57年度以降、合併による打ち切り決算を除き実質収支が赤字となった団体はない。

(参考) 平成17年度赤字団体(全国)

平成17年度
24団体
(北海道)小樽市、夕張市、留萌市
(青森県)黒石市、むつ市、深浦町、野辺地町
(京都府)宮津市、大山崎町
(大阪府)守口市、泉佐野市、羽曳野市、四条畷市
(奈良県)大和高田市、大和郡山市、櫻井市、御所市、平群町
高取町、上牧町
(徳島県)小松島市
(福岡県)大牟田市
(熊本県)人吉市、荒尾市

(出典)平成18年9月28日 総務省報道発表資料より  
17年度に新たに赤字となった団体には、下線を付している。

## (2) 経常収支比率が100%以上の団体の割合が増

- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に引き続き全体の8割以上の団体が90%以上となり、また、100%以上の団体の割合が増加するなど、財政構造の硬直化が一層進行している。

経常収支比率が90%以上の団体の割合 (単位：%)

区 分	平成17年度	平成16年度	増減
経常収支比率が90%以上の団体の割合	81.5	81.1	0.4
うち100%以上の団体の割合	25.9	18.9	7.0

(注) 平成16年度は、旧京北町を除いて割合を算出している。

## (3) 実質公債費比率が18%以上の市町村が8団体

- 地方債協議制度への移行に伴い創設された実質公債費比率は、8市町村において、引き続き地方債の発行に許可が必要な基準である18%以上となった。

実質公債費比率が18%以上の団体

市町村名	実質公債費比率 (3カ年平均)
笠 置 町	23.1%
南 山 城 村	22.6%
精 華 町	22.3%
綾 部 市	20.6%
和 束 町	20.5%
京 丹 波 町	19.6%
宮 津 市	18.7%
山 城 町	18.5%

## (4) 実質単年度収支が赤字の団体の割合が増

- 全体の実質収支は、51億11百万円の黒字となったが、財政調整基金の取り崩しなどを除いた実質単年度収支は40億24百万円の赤字となり、5年連続で赤字となるとともに、赤字の団体の割合も増加した。

実質単年度収支が赤字の団体の割合 (単位：%)

区 分	平成17年度	平成16年度	増減
実質単年度収支が赤字の団体の割合	74.1	73.0	1.1
(参考) 実質単年度収支が赤字の団体数 / 総団体数	20 / 27	27 / 37	-

(注) 平成16年度は、旧京北町を除いて割合を算出している。

## (5) 財政の対応力の低下と行政体質の変革の必要性

### 市町村間の財源の偏在

#### 地方税は4年ぶりに増収

- 平成14年度以降3年連続で減収となっていた地方税が、税制改正の影響や景気の上昇傾向により、市町村民税の個人均等割分や固定資産税（家屋、償却資産）が増加したため、地方税全体としては4年ぶりの増収となった。

地方税の推移 (単位：百万円)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
地方税	149,929	144,387	139,109	137,778	145,034
市町村民税	64,895	58,227	56,265	54,379	57,748
固定資産税	68,215	69,231	66,458	67,062	71,215

(注) 平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

#### 地方交付税は5年連続で減少

- 一方で、地方交付税については、国の交付税抑制策の影響等により平成13年度以降5年連続しての減少となった。また、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税についても2年連続で減少した。

地方交付税の推移 (単位：百万円)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
地方交付税	107,594	104,394	98,396	96,239	94,367
実質的な地方交付税	113,489	117,478	125,251	115,527	109,184

(注1) 平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

(注2) 実質的な地方交付税 = 地方交付税 + 臨時財政対策債

#### 実質的な一般財源総額は減少

- 地方税や地方交付税等の一般財源（国庫補助負担金が暫定的に一般財源化された所得譲与税を除く。）に実質的な地方交付税である臨時財政対策債や実質的な地方税である減税補てん債を加えた実質的な一般財源の総額は、前年度に引き続き減少している。

実質的な一般財源の推移 (単位：百万円)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実質的な一般財源	295,778	288,606	291,527	282,617	282,189

(注1) 実質的な一般財源 = (一般財源 - 所得譲与税) + 臨時財政対策債 + 減税補てん債

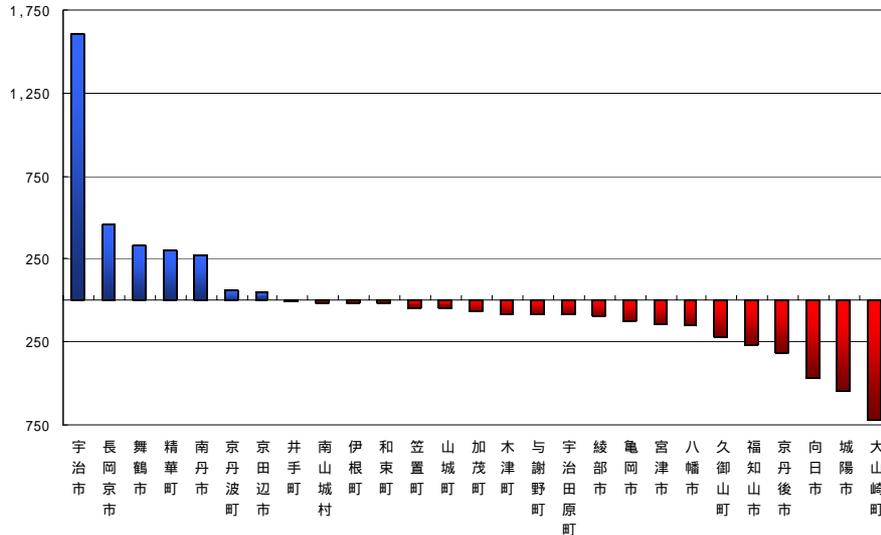
(注2) 平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

## 市町村間の財源偏在の状況

- ・ 実質的な一般財源の総額の増減を、市町村別に見た場合、市町村間で財源の偏在が顕著となっている。

実質的な一般財源の総額の市町村別増減額

(単位：百万円)



(注) 平成17年度決算額の対前年度増減額を比較したもの

## 歳出構造の硬直化とコスト削減型改革の限界

- ・ 歳出については、市町村の行政改革等の取組を反映して人件費は減少傾向にある一方、扶助費や社会保障関連繰出金は市町村合併に伴う生活保護事務の移管や少子高齢化の進展等による増加が著しい。そのため、公債費を含めた義務的経費は増大している。

義務的経費等の推移

(単位：百万円)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費	100,332	98,833	96,762	96,061	95,720
扶助費	37,980	40,363	46,125	52,088	54,228
公債費	54,055	54,282	54,823	55,291	54,947
社会保障関連繰出金	18,683	20,012	21,277	23,470	24,459

(注1) 平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

(注2) 「社会保障関連繰出金」は、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計への繰出金の総額

## 進む財政構造の硬直化

- ・ 義務的経費等の増大により、毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源総額が増加傾向にあるため、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度を0.7ポイント上回る96.0%となり、財政構造の硬直化が一層進んでいる。

経常収支比率の推移

(単位：%)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経常収支比率	87.8	91.1	92.2	95.3	96.0

(注1) 平成16年度以前の指標は、旧京北町分を除いて算出している。

(注2) 数値は京都市除きの単純平均である。

## 将来にわたる財政負担の増大と基金残高の減少

- 地方債現在高は、臨時財政対策債が大幅に減少したこと、普通建設事業費の減少に伴い地方債の発行額が抑制されたことにより、前年度を下回った。
- しかし、地方債現在高に、実質的に将来の住民負担となる債務負担行為の翌年度以降支出予定額を加味した財政負担（実質債務残高）は増加しており、将来にわたる財政負担は増加傾向にある。

地方債現在高の推移

（単位：百万円）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	増減額
地方債現在高	464,864	474,176	490,042	502,825	<b>500,694</b>	<b>2,131</b>
実質債務残高	552,205	556,248	559,951	578,677	<b>586,847</b>	<b>8,170</b>

（注1）平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

（注2）特定資金公共投資事業債を含まない。

- 一方、基金残高については、不足する一般財源を補う等のため取り崩しを行った結果、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金といったすべての基金で減少している。

積立金現在高の推移

（単位：百万円）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	増減額
財政調整基金	46,753	43,912	43,408	39,740	<b>36,493</b>	<b>3,248</b>
減債基金	16,396	15,511	15,375	14,385	<b>13,636</b>	<b>750</b>
特定目的基金	72,983	71,552	67,239	61,426	<b>59,129</b>	<b>2,297</b>
合 計	136,133	130,974	126,022	115,551	<b>109,257</b>	<b>6,294</b>

（注）平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

## 市町村行政運営の変革

- これまで府内市町村は、徴税対策をはじめとする歳入確保や、人件費や内部管理経費の削減、投資的経費の抑制などによる歳出抑制を図ってきたところであるが、依然厳しい財政状況にある。
- 住民サービスを維持するため、地方固有の財源である地方交付税等一般財源総額の確保を目指す必要があるが、そのほか、財政健全化計画や公債費負担適正化計画の自主的な策定、実行を通して、住民ニーズにあった効果的かつ効率的な行政体質への変革、財政構造の改善に引き続き取り組んでいく必要がある。

## 2 決算の概況

### (1) 決算規模・決算収支

京都市を除く府内13市14町村の平成17年度普通会計決算は、歳入総額が4,439億18百万円となり、ほぼ横ばいながら6年ぶりに前年度を上回った。一方の歳出総額も4,363億07百万円となり、2年ぶりの増加となった。

決算収支は、形式収支で76億11百万円の黒字となり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も全体としては51億11百万円の黒字となったが、宮津市と大山崎町においてはそれぞれ1億83百万円、75百万円の赤字となり、府内市町村では昭和56年度の精華町以来、24年ぶりの赤字団体となった。

また、財政調整基金の取り崩しなどを除いた実質単年度収支は40億24百万円の赤字となり、5年連続で単年度の収支を均衡させることができず赤字となっている。

#### 決算規模

**歳入総額** 4,439億18百万円（前年度比 1億15百万円の増 0.0%増）

**歳出総額** 4,363億07百万円（前年度比 9億77百万円の増 0.2%増）

#### 決算収支

**形式収支** 76億11百万円の黒字（前年度 84億74百万円の黒字）

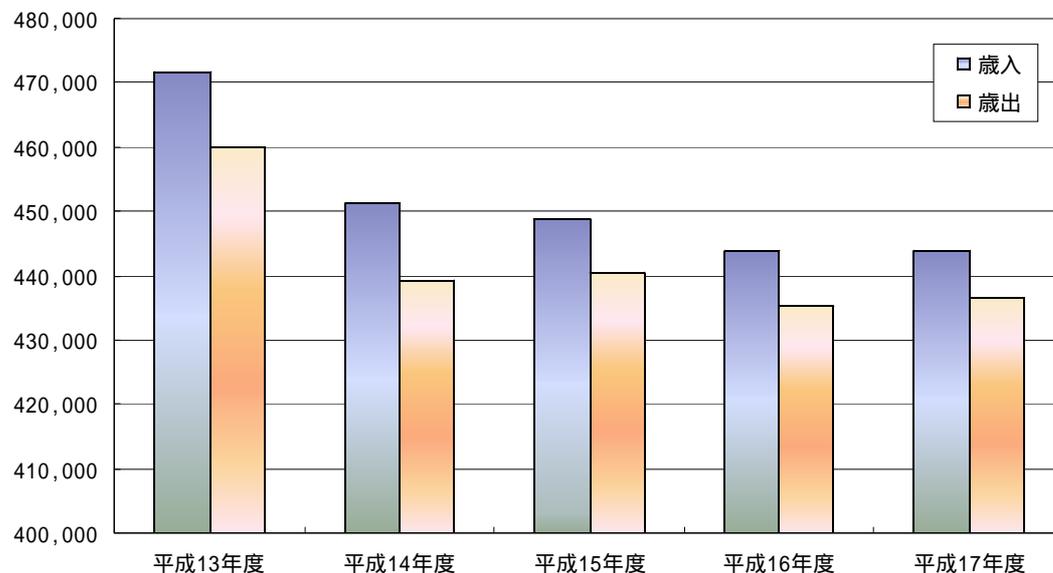
**実質収支** 51億11百万円の黒字（前年度 50億36百万円の黒字）

**単年度収支** 5億44百万円の黒字（前年度 4億01百万円の黒字）

**実質単年度収支** 40億24百万円の赤字（前年度 44億10百万円の赤字）

決算規模の推移

（単位：百万円）



区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
歳 入 総 額	471,577	451,175	448,723	443,804	443,918
歳 出 総 額	459,803	439,144	440,587	435,330	436,307

（注）平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

平成17年度の決算収支

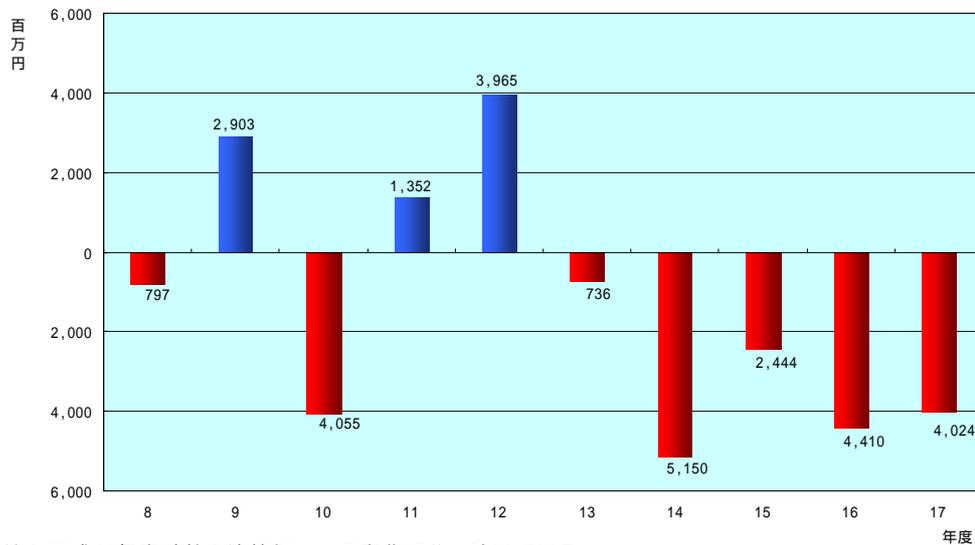
(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度	平成16年度	増減額	伸び率
歳入総額	443,918	443,804	115	0.0
歳出総額	436,307	435,330	977	0.2
形式収支	7,611	8,474	862	10.2
翌年度に繰り越すべき財源	2,500	3,438	937	27.3
実質収支	5,111	5,036	75	1.5
単年度収支	544	401	144	35.9
積立金	3,912	1,449	2,463	169.9
繰上償還額	126	311	185	59.5
積立金取崩し額	8,607	6,571	2,036	31.0
実質単年度収支	4,024	4,410	386	8.7

(注1) 平成16年度決算額は、旧京北町分を除いている。

(注2) 表示単位未満四捨五入の関係で、表内で合致しない箇所がある。

実質単年度収支の推移



(注) 平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

## (2) 歳入・歳出

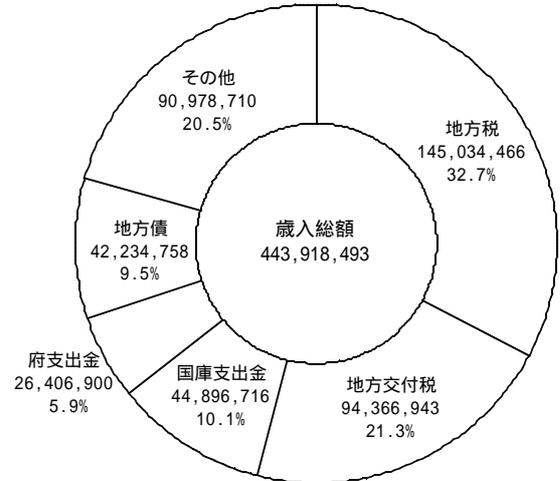
歳入の構成比（単位；千円、％）

### 歳入

地方税については、景気がやや回復傾向にあることから、全体として5.3％増となり、4年ぶりに前年度を上回った。また、地方交付税は国の抑制策により1.9％減となり、5年連続で減少した。

三位一体の改革により、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとされたことに伴う暫定措置として創設された所得譲与税が、前年度比110.1％と大幅に増加したが、国庫支出金については廃止・縮減がなされたものの生活保護費や災害復旧事業費の増加に伴い、前年度とほぼ横ばいとなっている。

地方債は、前年度同様、国の抑制策により臨時財政対策債が減少（23.2％減）したことなどから全体で19.9％減となった。



歳入の状況

(単位：百万円、％)

区 分	平成17年度	平成16年度	増減額	構成比	伸び率
地 方 税	145,034	137,778	7,256	32.7	5.3
地 方 譲 与 税	8,530	6,437	2,093	1.9	32.5
所 得 譲 与 税	4,114	1,958	2,156	0.9	110.1
利 子 割 交 付 金	1,001	1,449	448	0.2	30.9
配 当 割 交 付 金	491	301	190	0.1	63.3
株 式 等 譲 与 所 得 割 交 付 金	694	307	387	0.2	125.8
地 方 消 費 税 交 付 金	10,956	11,929	972	2.5	8.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	708	727	20	0.2	2.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,035	2,951	84	0.7	2.9
地 方 特 例 交 付 金	4,695	4,799	104	1.1	2.2
地 方 交 付 税	94,367	96,239	1,872	21.3	1.9
分 担 金 及 び 負 担 金	4,017	4,685	668	0.9	14.3
使 用 料 ・ 手 数 料	12,676	12,560	117	2.9	0.9
国 庫 支 出 金	44,897	44,758	138	10.1	0.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	240	237	3	0.1	1.2
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 交 付 金	410	394	15	0.1	3.9
府 支 出 金	26,407	23,272	3,135	5.9	13.5
財 産 収 入	2,026	2,648	622	0.5	23.5
寄 附 金	1,798	1,958	160	0.4	8.2
繰 入 金	20,958	20,588	370	4.7	1.8
繰 越 金	7,243	7,407	164	1.6	2.2
諸 収 入	11,501	9,668	1,833	2.6	19.0
地 方 債	42,235	52,711	10,476	9.5	19.9
減 税 補 て ん 債	1,974	2,369	396	0.4	16.7
臨 時 財 政 対 策 債	14,817	19,288	4,471	3.3	23.2
歳 入 総 額	443,918	443,804	115	100.0	0.0
一 般 財 源	269,512	262,918	6,594	60.7	2.5
一 般 財 源 等	316,309	311,067	5,242	71.3	1.7

(注1) 平成16年度決算額は、旧京北町分を除いている。

(注2) 一般財源等は、臨時財政対策債等一般財源と同様に、どのような経費にも使用することができる財源を加えた額である。

(注3) 表示単位未満四捨五入の関係で、表内で合致しない箇所がある。

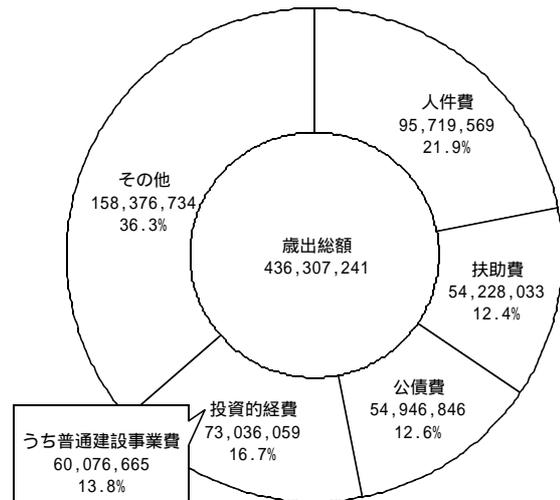
## 歳出（性質別）

義務的経費については、人件費が前年度比0.4%減と引き続き抑制されたものの、扶助費については、児童福祉費や生活保護費の増加等により4.1%増となり、全体では0.7%増と僅かながら増加傾向にある。

投資的経費については、平成16年度に発生した台風23号等による災害復旧事業の繰越事業実施に伴い、災害復旧事業費が約7.9億増と大幅に増大したものの、普通建設事業費が、新規事業の抑制等により、補助事業で18.3%減、単独事業で19.8%減となったことから、全体では7.2%の減となった。

その他、団塊の世代の退職に備え、退職手当基金への積立が大幅に増加したことにより、積立金が前年度比67.8%増となった。

歳出（性質別）の構成比（単位；千円、％）



歳出（性質別）の状況

（単位：百万円、％）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	構成比	伸び率
義務的経費	204,894	203,440	1,454	47.0	0.7
人件費	95,720	96,061	342	21.9	0.4
扶助費	54,228	52,088	2,140	12.4	4.1
公債費	54,947	55,291	344	12.6	0.6
投資的経費	73,036	78,712	5,676	16.7	7.2
普通建設事業費	60,077	73,684	13,608	13.8	18.5
補助事業費	20,530	25,138	4,609	4.7	18.3
単独事業費	37,294	46,493	9,199	8.5	19.8
その他	2,253	2,053	200	0.5	9.7
災害復旧事業費	12,959	5,028	7,931	3.0	157.7
その他	158,377	153,178	5,199	36.3	3.4
物件費	49,363	49,672	310	11.3	0.6
補助費等	43,334	43,665	331	9.9	0.8
積立金	11,556	6,886	4,670	2.6	67.8
貸付金	5,538	5,574	36	1.3	0.7
繰出金	45,073	43,582	1,491	10.3	3.4
その他の他	3,513	3,798	285	0.8	7.5
<b>歳出総額</b>	<b>436,307</b>	<b>435,330</b>	<b>977</b>	<b>100.0</b>	<b>0.2</b>

（注1）平成16年度決算額は、旧京北町分を除いている。

（注2）普通建設事業費の補助事業費は受託事業費の補助事業分を含む。

（注3）普通建設事業費の単独事業費は受託事業費の単独事業分及び同級他団体施行事業負担金を含む。

（注4）表示単位未満四捨五入の関係で、表内で合致しない箇所がある。

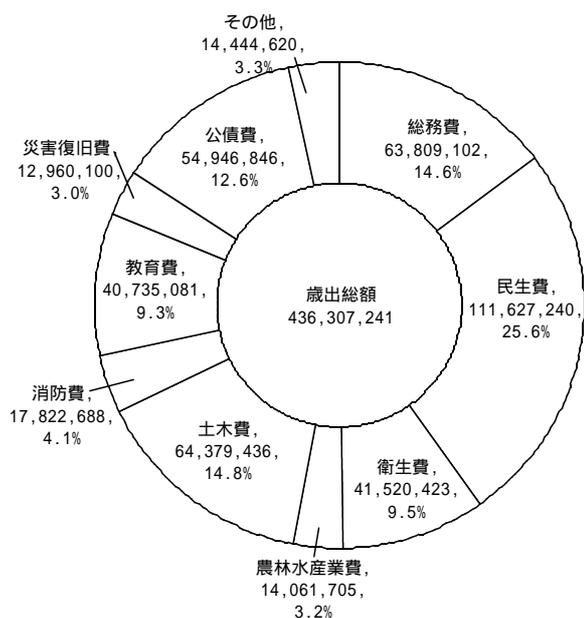
## 歳出（目的別）

総務費については、知事選挙や衆議院議員選挙、国勢調査の実施に伴い、前年度比11.0%増となった。

民生費については、児童福祉費や生活保護費、介護保険事業や老人保健事業への繰出金の増により、前年度比2.0%増となった。

一方、労働費については、緊急雇用対策事業の減少により、前年度比34.8%減と大幅に減少した。また、普通建設事業の抑制により土木費についても、前年度比11.0%減となった。

歳出（目的別）の構成比（単位：千円、%）



歳出（目的別）の状況

（単位：百万円、%）

区分	平成17年度	平成16年度	増減額	構成比	伸び率
議会費	5,038	5,242	204	1.2	3.9
総務費	63,809	57,462	6,347	14.6	11.0
民生費	111,627	109,408	2,219	25.6	2.0
衛生費	41,520	42,436	916	9.5	2.2
労働費	986	1,513	526	0.2	34.8
農林水産業費	14,062	14,334	272	3.2	1.9
商工費	8,317	8,425	109	1.9	1.3
土木費	64,379	72,316	7,936	14.8	11.0
消防費	17,823	17,662	161	4.1	0.9
教育費	40,735	44,855	4,120	9.3	9.2
災害復旧費	12,960	5,028	7,932	3.0	157.8
公債費	54,947	55,291	344	12.6	0.6
その他	103	1,358	1,255	0.0	92.4
<b>歳出総額</b>	<b>436,307</b>	<b>435,330</b>	<b>977</b>	<b>100.0</b>	<b>0.2</b>

（注1）平成16年度決算額は、旧京北町分を除いている。

（注2）表示単位未満四捨五入の関係で、表内で合致しない箇所がある。

### (3) 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率、起債制限比率は依然として高い水準で推移しており、財政構造の硬直化がますます進んでいる。

経常収支比率は、前年度比0.7%増の96.0%となり、過去最高となった。

また、平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された実質公債費比率は、府内平均が16.1%（3ヶ年平均）となり、地方債の許可団体となる18.0%以上の市町村は8団体となった。

財政指標の状況

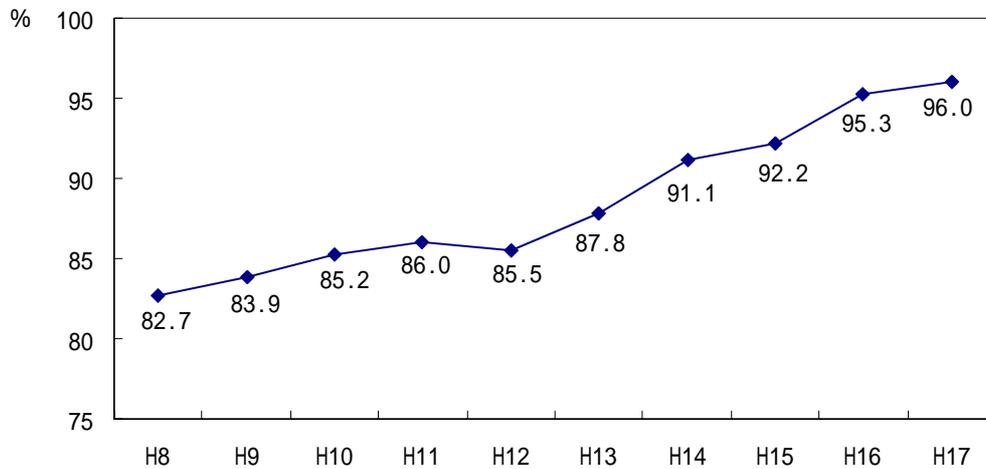
区分	経常収支比率	起債制限比率	実質公債費比率	財政力指数
平成17年度	96.0	11.5	16.1	0.562
平成16年度	95.3	11.2	-	0.478
差引	0.7	0.3	-	0.084

(注1) 起債制限比率、実質公債費比率及び財政力指数は3ヶ年平均である。

(注2) 平成16年度の指標は、旧京北町分を除いて算出している。

(注3) 数値は京都市除きの単純平均である。

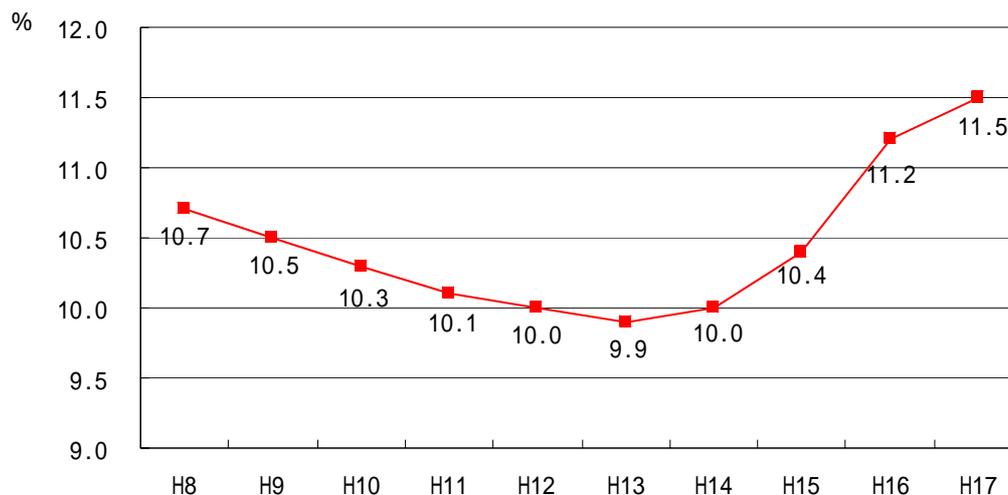
経常収支比率の推移



(注) 平成16年度以前の指標は、旧京北町分を除いて算出している。

年度

起債制限比率の推移



(注) 平成16年度以前の指標は、旧京北町分を除いて算出している。

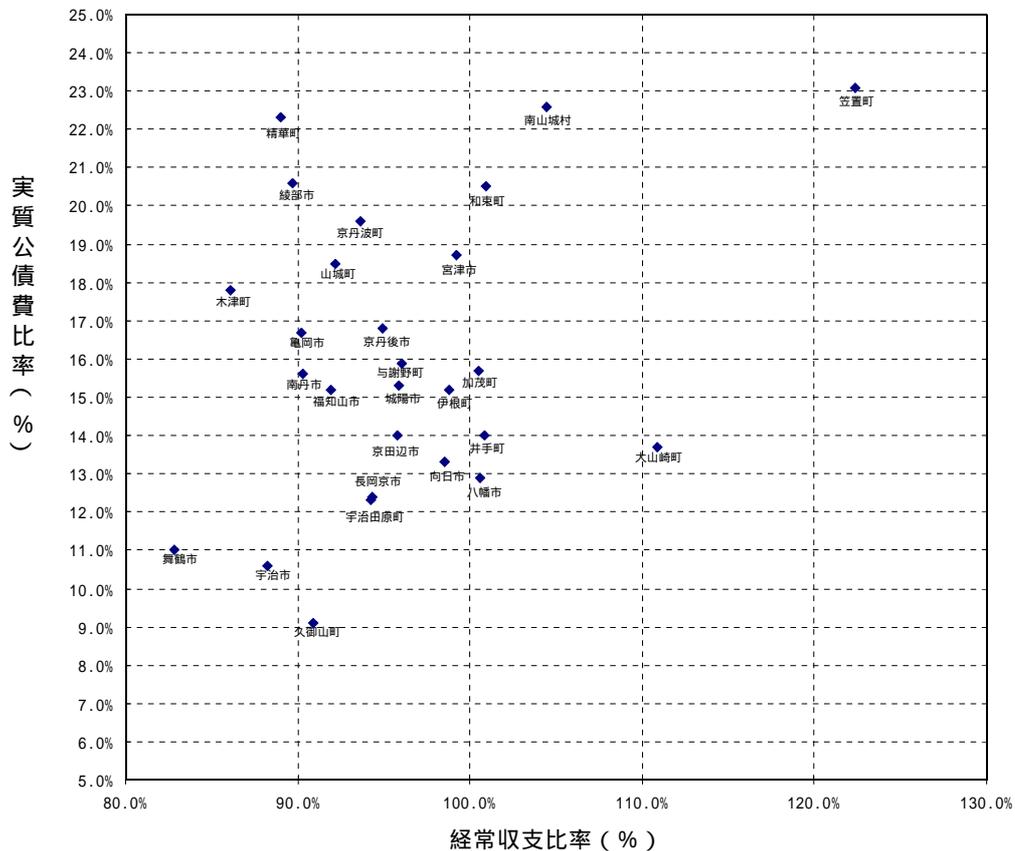
年度

実質公債費比率の状況

市町村名	実質公債費比率 (3カ年平均)	備考
福知山市	15.2%	
舞鶴市	11.0%	
綾部市	20.6%	許可団体
宇治市	10.6%	
宮津市	18.7%	許可団体
亀岡市	16.7%	
城陽市	15.3%	
向日市	13.3%	
長岡京市	12.4%	
八幡市	12.9%	
京田辺市	14.0%	
京丹後市	16.8%	
南丹市	15.6%	
大山崎町	13.7%	
久御山町	9.1%	
井手町	14.0%	
宇治田原町	12.3%	
山城町	18.5%	許可団体
木津町	17.8%	
加茂町	15.7%	
笠置町	23.1%	許可団体
和束町	20.5%	許可団体
精華町	22.3%	許可団体
南山城村	22.6%	許可団体
京丹波町	19.6%	許可団体
伊根町	15.2%	
与謝野町	15.9%	
市町村平均	16.1%	

(注) 市町村平均は単純平均である。

経常収支比率、実質公債費比率の分布図



#### (4) 将来にわたる実質的な財政負担

地方債現在高は、臨時財政対策債が大幅に減少したこと、普通建設事業費の減少に伴い地方債の発行額が抑制されたことにより、前年度から21億31百万円減少して、5,006億94百万円となった。しかし、地方債現在高に、実質的に将来の住民負担となる債務負担行為の翌年度以降支出予定額を加味した財政負担(実質債務残高)は、前年度から81億70百万円増加しており、将来にわたる財政負担は増加傾向にある。

一方、基金残高については、不足する一般財源を補う等のため取り崩しを行った結果、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金といったすべての基金で減少している。

将来にわたる実質的な財政負担

(単位：百万円、%)

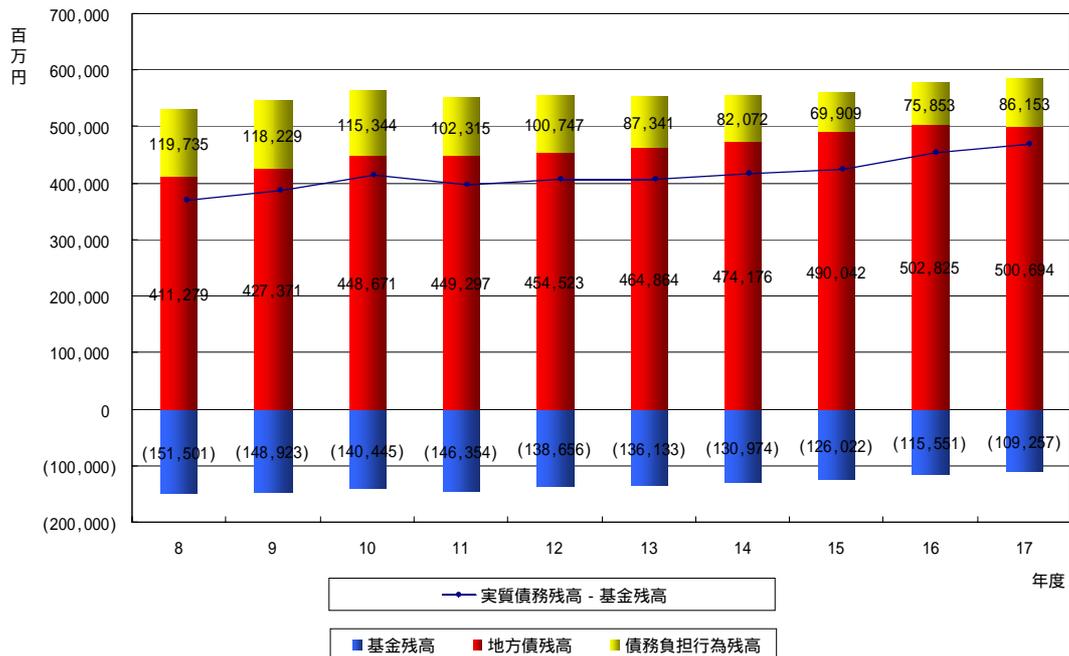
区分	平成17年度	平成16年度	増減額	伸び率
地方債現在高(A)	500,694	502,825	2,131	0.4
債務負担行為額(B)	86,153	75,853	10,301	13.6
積立金現在高(C)	109,257	115,551	6,294	5.4
内 財政調整基金	36,493	39,740	3,248	8.2
減債基金	13,636	14,385	750	5.2
その他特定目的基金	59,129	61,426	2,297	3.7
(A) + (B) - (C)	477,590	463,126	14,464	3.1
(対標準財政規模)	(195.3)	(192.6)		

(注1) 平成16年度決算額は、旧京北町分を除いている。

(注2) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注3) 表示単位未満四捨五入の関係で、表内で合致しない箇所がある。

将来的財政負担額の推移



(注1) 平成16年度以前の決算額は、旧京北町分を除いている。

(注2) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

## 〔用語説明〕

### 1 普通会計

- ・ 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。

### 2 地方公営事業会計

- ・ 地方公共団体の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公益質屋事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

### 3 形式収支

- ・ 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

### 4 実質収支

- ・ 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

### 5 単年度収支

- ・ 実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

### 6 実質単年度収支

- ・ 単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

### 7 一般財源

- ・ 地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金の合計額。なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（京都市のみ）を加算した額をいう。

### 8 一般財源等

- ・ 一般財源のほか、目的が特定されていない寄附金、減税補てん債及び臨時財政対策債等、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をあわせたもの。

### 9 地方交付税

- ・ 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。

### 10 地方特例交付金

- ・ 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として平成11年度に創設され、国が地方公共団体に交付している。

### 11 臨時財政対策債

- ・ 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成13年度から15年度の3年間、通常収支の財源不足のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、地方負担分を臨時財政対策債で補てんしている。なお、平成16年度から18年度の3年間についても、この補てん措置が延長されている。

## 12 義務的経費

- ・ 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

## 13 投資的経費

- ・ 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなっている。

## 14 経常収支比率

- ・ 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。  
なお、平成13年度から、減税補てん債と臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率を用いている。  
一般的に、町村にあつては70%程度、市にあつては75%程度が妥当と考えられ、これが各々5%を超えると弾力性を失いつつあると考えられる。

## 15 起債制限比率

- ・ 公債費の状況を把握するための指標の一つで、地方債元利償還金（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、通常過去3ヶ年の平均値を用いる。  
この比率が20%以上となると地方債の発行について一定の制限がかかる。また、14%以上となる場合、公債費負担適正化計画を作成するなど地方債の管理に配慮が必要となる。

## 16 地方債協議制度

- ・ 平成11年に成立した地方分権一括法の施行に伴い、地方自治体の自主性をより高める観点に立って地方債の許可制度は廃止され、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、総務大臣又は都道府県知事と協議を行う制度に移行することとされたもの。  
地方債の協議制度においては、地方公共団体は総務大臣等の同意を得なくても地方債を発行することが可能となる。  
協議制度に移行した後も、一定以上の赤字額を生じた団体や実質公債費比率が18%以上となった団体等については、引き続き地方債の発行に際し、総務大臣等の許可が必要となる。

## 17 実質公債費比率

- ・ 地方債の協議制度への移行に伴い、今年度から新たに設けられた指標。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合で、通常過去3ヶ年の平均値を用いる。  
この比率が18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、公債費負担適正化計画を作成するなど地方債の管理に配慮が必要となる。さらに25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上となるとこれらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。

## 18 債務負担行為

- ・ 建設工事や土地の購入等が複数年度にわたる場合に、翌年度以降発生する支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生した時の支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。予算の一部を構成する。

## 19 実質債務残高

- ・ 債務残高に、債務負担行為の支出予定額を加えたもの。地方公共団体の実質的な債務の残高。

## 20 財政調整基金

- ・ 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金

## 21 減債基金

- ・ 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金

## 22 打ち切り決算

- ・ 合併により消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもってこれを打ち切り、決算を行うこととなる（地方自治法施行令第5条第2項）。  
通常年度とは異なり、出納整理期間が存在しないため、国県支出金や地方債等が打ち切り決算時点で未だ収入されていない場合があり、赤字決算となることが多い。  
消滅の日までに収入されなかった歳入は、合併市町村に承継され、合併市町村の歳入として収入される。